

<学校感染症について>

学校は、発育期の児童・生徒が集団生活をしており、感染症が発生した場合にはまん延するおそれがあります。表にある感染症にかかったときは、感染予防のために「出席停止」となります（欠席にはなりません）。出席停止のねらいは、該当児童・生徒の休養と早期回復、他の児童・生徒への感染防止です。

医師により許可が出ましたら、「学校感染症による欠席届」を提出して登校してください。

学校感染症と出席停止期間について

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る）、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 新型コロナウイルス（R2.1.28～）	治癒するまで (医師の許可があるまで)
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後(発熱の翌日を 1 日目として) 5 日が経ち、かつ、熱が下がった後 2 日（幼児にあたっては、3 日）が経つまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまでまたは 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後 5 日が経ち、かつ、全身症状が良くなるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状がなくなって 2 日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※以下の感染症については医師の許可が出た上で、登校してください。

病名	登校の目安
手足口病	症状が改善し全身状態が良好
溶連菌感染症	治療開始後 2 4 時間経過し、全身状態が良好
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好（発疹期には感染力はない）
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良好
ヘルパンギーナ	全身状態が良好
マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良好
RS ウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

学校感染症による欠席届（兼再登校届）

都立品川特別支援学校長 殿

小 ・ 中 ____年__組 氏名_____

下記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。
このため、____月____日から____月____日まで欠席させていましたが、登校させますので
ご連絡します。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

受診した医療機関の電話番号：_____

令和____年____月____日

保護者名_____印

学校記入欄：出席停止期間（欠席日数から除外する期間）
令和 ____年 ____月 ____日（ ）～ ____月 ____日（ ）